# 平成29年第1回御宿町議会臨時会

# 議事日程(第1号)

### 平成29年1月25日(水曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

日程第 4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第3号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第4号 平成28年度御宿町水道事業会計補正予算第2号

日程第 7 議案第5号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第3号

日程第 8 議案第6号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算第3号

日程第 9 議案第7号 平成28年度御宿町一般会計補正予算第7号

日程第 10 議案第8号 御宿町入学準備金給付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第9号 平成28年度御宿町一般会計補正予算第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 瀧口義雄君 3番 堀 川 賢 治 君 浩 君 5番 滝 口 一 7番 伊 藤 博 明君

9番 大 野 吉 弘 君

11番 髙 橋 金 幹 君 2番 北 村 昭 彦 君

大 地 達 夫 君 4番

6番 貝 塚 嘉 軼 君

8番 土 井 茂 夫 君

10番 石 井 芳 清 君

12番 小 川 征 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 田 義 廣 君 教 育 長 総務課長 大竹伸弘君

吉 野 信 次 君 豊君 殿岡

保健福祉課長 埋 田 禎 久 君 会 計 室 長

浅 野 祥 雄 君

企画財政課長 田邉義博君

教育課長 金井 亜紀子 君

税務住民課長 齋 藤 浩 君

岩瀬晴美君

事務局職員出席者

産業観光課長

建設環境課長

事務局長 渡辺晴久君

主

事 鶴岡弓子君

### ◎開会の宣告

**〇議長(大地達夫君)** みなさん、おはようございます。

本日、平成29年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

本日の日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

本日の出席議員は12名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成29年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛にお願いいたします。また 携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時)

### ◎町長あいさつ

**○議長(大地達夫君)** 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

**〇町長(石田義廣君)** 本日ここに、平成29年第1回臨時会を招集いたしましたところ、 議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがと うございます。

私は昨年12月6日に告示をされました町長選挙におきまして、引き続き町政の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いであります。決意を新たに町政発展のため全力を尽くす所存でございます。

本臨時会におきましては、人事院勧告等に基づく給与条例案の改正3議案、これに伴う人件 費の補正等の各会計補正予算(案)など計9議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまし て、私の所信を述べさせていただきます。

本臨時会におきましては、人事院勧告等に基づく給与条例案の改正3議案、これに伴う人件費の補正等の各会計補正予算(案)など計7議案に加え、御宿町入学準備金給付条例の一部を改正する条例の制定及びそれに伴う補正予算案の2議案について、本日、議会運営委員会にて追加議案としてご審議いただき、計9議案をご審議いただくこととなりました。

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、私の所信を述べさせていただきます。

今、国政において「1億総活躍社会の実現」に向け、国づくりが進められていている中、地方の存在の重要性がますます高まっております。それぞれの地域において地方創生を達成することが、日本創生につながっていくことを強く確信するものであります。

私たちの町は、海や山の美しい自然環境の中にあって、豊かな資源に恵まれ大きく飛躍する時を迎えています。御宿町の創生のために町民の皆様お一人ひとりが輝き、主役となって活躍できる町づくりをすすめ、"全ては町民のために"全身全霊を傾注いたします。町民の皆様、議員各位のお力をいただきながら地方創生の範となるまちづくりを進めて参りたいと考えます。御宿の創生を日本の創生につなげていくという強い覚悟を持って臨みますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導ご鞭撻のほど、切にお願いを申し上げます。

私はこの度の選挙で"全ては町民のために"を基本理念に5つの政策を掲げました。

1つといたしまして、災害に強い安心安全なまちづくりであります。海に面する私たち町にとって、地震津波対策は必須でありますが、異常気象などによる様々な自然災害に対応するため、各区自主防災会の皆様としっかり連携し、防災避難訓練を徹して参ります。防災無線のデジタル化を図り、避難施設の整備を進め消防団の拡充を図ります。

2つといたしまして、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。 高齢化社会が進行する中、CCRC事業(生涯活躍のまち事業)を進め、福祉、医療、介護施策等 の充実を図ります。また、JR御宿駅へのエレベーター設置事業に取り組むとともに、公共施設、 避難所、公園などにおけるバリアフリー対策を進めます。

3つといたしまして、子どもは町の宝、子育てと教育のまちづくりを進めます。高校3年生までの医療費の無料化、病時保育事業、多子世帯への保育料の軽減措置、入学準備給付金事業など継続して実施するとともにさらなる子育て施策の充実を図ります。特色ある保育、教育環境の整備など、子どもを安心して産み育てる環境づくりを一層すすめ、他のモデルとなるような認定こども園の運営に努めてまいります。

4つといたしまして、観光と産業が元気なまちづくりを進めます。中央国際高等学校におけるスクーリング事業による地域振興を進め、ビーチスポーツ開催の拡充により、交流人口の増加を図り地域経済の活性化を図ります。漁業の振興につきまして、アワビ増殖事業を進め、各種事業を支援し、水産業の発展を図ります。農業の振興について、中山間地域総合整備事業等による圃場の活用にあたり、営農組合の設立を支援し、6次産業を進め、農業を振興します。

拡大しつつある有害鳥獣による被害への対策を充実いたします。

5つといたしまして、人が輝き世界にひらく文化のまちづくりを進めます。他の市町村にないメキシコ・スペインとの史実、童謡"月の沙漠"、五倫文庫、天然記念物ミヤコタナゴの生息など優れた文化を発展継承し、祭典など伝統文化を保存伝承します。日本・メキシコ学生交流プログラム事業を継続実施し、東京オリンピック・パラリンピックに向け、メキシコ選手団のキャンプ誘致に努めます。また、河川浄化など自然環境の保全を進めてまいります。

これらの政策について、町民の皆様との協働まちづくりを基本に実行し、笑顔と夢が膨らむまちづくりに邁進いたします。議長をはじめ、議員の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、所信表明といたします。よろしくお願いいたします。

### ◎会議録署名人の指名について

**〇議長(大地達夫君)** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

2番、北村昭彦君、3番、堀川賢治君にお願いいたします。

#### ◎会期の決定について

○議長(大地達夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

#### ◎提案理由の説明

**○議長(大地達夫君)** ここで、石田町長に今臨時会に提案された議題の提案理由の説明を 求めます。

石田町長。

**〇町長(石田義廣君)**本臨時会でご審議いただく議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合、扶養手当などの改定をするため条例の一部を改正するものです。

議案第3号「御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等を踏まえ、水道事 業企業職員の扶養手当について条例の一部改正を行うものです。

議案第4号「平成28年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第2号について」は、第3条予算水道事業費用に199万8千円を追加補正し、水道事業費用の総額を3億2,590万8千円にするものです。内容につきましては、今年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえた人件費、また、中間申告に伴う消費税及び地方消費税の不足額を補正するものです。

議案第5号「平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号について」は、歳 入歳出ともに7万2千円を追加し、補正後の予算総額を14億162万9千円とするものです。内 容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に 伴い、職員人件費の調整を行うものです。

議案第6号「平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第3号について」は、歳入歳出ともに16万円を追加し、補正後の予算総額を10億3,048万9千円とするものです。 内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整を行うものです。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、第三者納付金の諸収入を充て、収支の均衡を図りました。

議案第7号「平成28年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号について」は、歳入歳出ともに7,577万6千円を追加し、補正後の予算総額を42億351万5千円とするものです。内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整及び活力あるふるさとづくり基金寄附金に対する記念品や受付事務に要する経費の追加のほか、緊急性のある事業の執行に係る予算の追加などです。なお、財源につきまして

は、県支出金などのほか、平成27年度からの純繰越金を計上し、収支の均衡を図っております。 議案第8号「御宿町入学準備金給付条例の一部を改正する条例の制定について」は、教育振 興基金の有効活用と保護者の経済的負担を軽減し、御宿町の未来を担う有為な人材の育成を図 るため、御宿町入学準備金給付条例の一部を改正するものです。内容につきましては、対象者 の範囲の拡大と給付額の増額です。

議案第9号「平成28年度御宿町一般会計補正予算(案)第8号」について」は、補正予算は 歳入歳出ともに125万円を追加し、補正後の予算総額を42億476万5千円とするものです。内容 につきましては、入学準備金給付事業の拡充に要する経費追加でございます。なお、財源につ きましては、基金繰入金を計上しております。

ただ今、議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、慎重なるご審議 をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より、議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

**〇総務課長(大竹伸弘君)** 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に関連がございますので、議案説明の前に、添付しました資料により、「人事院勧告」「千葉県人事委員会勧告」の内容、また、これらを受けての「町における給与改定の内容」についてご説明させていただきたいと思います。

議案に添付させていただきました資料の1ページをご覧ください。

平成 28 年 8 月 8 日に人事院勧告があり、その概要は資料のとおりとなっております。また、10 月 14 日には千葉県人事委員会からの勧告がございました。 2 ページになりますが、千葉県人事委員会勧告は、人事院勧告の内容に準じまして、民間給与との格差を埋めるため、給料については、平均 0.2%の引上げの改定とし、内訳は、初任給は民間との差を考慮し 1,500 円、また若年層については同程度、その他については 400 円を基本に引上げることとしています。

期末・勤勉手当については、勤勉手当を 0.10 月分を引上げ 、現行の年間 4.20 月分を

4.30 月分に引上げ、平成 28 年度の引上げ分については、12 月期の勤勉手当で引き上げる内 容となっております。また、扶養手当につきましても、人事院勧告に準じ、配偶者にかかる扶 養手当額について、他の扶養親族と同額まで引き下げ、子の扶養手当額を引き上げることとし ております。具体的には段階的に配偶者に関する扶養手当を 13,000 円から 6,500 円に、子に かかる手当て額を平成28年度に6,500円から7,000円にし、その後段階的に10,000円とする ものです。共働き世帯が増え、また女性の就労をめぐる状況に変化が生じる中、民間企業の動 向も踏まえての改定ということであります。3ページとなりますが、御宿町における給与改定 案の内容ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた、給与表の改定、期末・ 勤勉手当の改定、扶養手当の改定等の詳細を記載させていただいております。内容につきまし ては、ただいまご説明させていただきました千葉県人事委員会勧告の内容に準じております。 平均の給料表の改定率は勧告と同様 0.2%の引上げ、初任給、また若年層を厚く、1 級から 7 級まで 1,500 円から 400 円の引上げとなります。また、期末勤勉手当の引き上げについては、 0.1 月分について、平成 28 年度においては、12 月分の勤勉手当の引き上げ 0.80 月分を 0.90 月分に引き上げ、平成 29 年度については、6 月分、12 月分それぞれ 0.80 月分を 0.85 月分に 引き上げるものです。扶養手当につきましても、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基 づきまして、配偶者に係る手当額 13,000 円を平成 29 年度から 30 年度で段階的に他の扶養親 族に係る手当額と同額の 6,500 円に減額し、子に係る手当額を平成 28 年度は 6,500 円から 7,000 円に改定し、その後、10,000 円に引き上げる見直しを平成 29 年度から 30 年度で段階的 に実施する内容となっております。次に、4ページの中段以降となりますが、特定任期付職員 の給料及び期末手当の改定についての内容となります。御宿町では、現在この高度な専門知識 または優れた識見を有する特定任期付職員の採用はありませんが、給料表の1号給、2号給に ついて各々1,000 円の引上げ、期末手当については、年間 3.15 月分を 3.25 月分とするもので す。平成28年度においては、この0.1月分を12月の期末手当で引上げる内容となっておりま す。

これらの改定の内容を踏まえ、資料の5ページをご覧いただきたいと思います。特別職の期末 手当についても、年間4.1月分を4.2月分に引上げるものです。特別職については、特別職の 職員の給与及び旅費に関する条例において期末手当の支給割合が定められており、人事院勧告 及び千葉県人事委員会勧告をふまえ、これまで、一般職の職員に準じて、引き上げや引き下げ を行ってまいりました。その期末手当の支給割合について、引上げを行うものです。

それでは、議案についてご説明いたします。議案第 号 特別職の職員の給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をご覧ください。 1 ページの本条例第 1 条について、第 3 条第 2 項にて、平成 28 年度においては、12 月分期末手当を、100 分の 10 を引上げ、100 分の 212.5 を 100 分の 222.5 に改めるものです。施行日は公布の日となります。 2 ページをご覧ください。本所例第 2 条において、同じく第 3 条第 2 項にて、平成29 年度以降の支給割合について、6 月に支給する場合については、100 分の 197.5 を 100 部の202.5 に、100 分の 5 を引上げ、12 月に支給する場合については、第 1 条で改正した 100 分の222.5 を 100 分の217.5 に、第 1 条の改正前の100 分の212.5 に対して100 分の5 の引上げとなります。施行日は、平成29 年 4 月 1 日となります。

また、附則として、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改 正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後 の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

以上説明を終わります、よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

**〇10番(石井芳清君)** 10番、石井です。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでありますが、ただいまの説明によりますと、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づくということで、他団体に倣って、本庁も特別職の給与及び旅費に関する条例の改正をするということでありますが、まず、特別職とは具体的にどういう職を指すのか、まず説明を受けたいと思います。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君)本条例の適用になりますのは、町長、副町長、教育長でございます。
- **〇議長(大地達夫君)** 10 番、石井芳清君。
- **〇10番(石井芳清君)** 10番、石井です。

わかりました。今、国においても、景気不良という形でですね、企業等を含めまして、給与の底上げをしていく、引き上げていくことで、景気の不良対策を図るということでありますが、報道等によりますと、逆に企業等においても給与の引き下げなども起こっているということであります。

特別職において、これまでも給与などにおいては、報酬審議会にかけて、第三者の意見を聞

いて、改定等については議案としていくということだったと思いますが、今回については、どのように勘案されたのか伺います。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君)今回の内容については、期末手当の調整ということでございますので、人事院勧告に基づき提案させていただいているもので、審議会等には付しておりません。
- **〇議長(大地達夫君)** 10 番、石井芳清君。
- **〇10番(石井芳清君)** 了解しました。特に行っていないということです。

今回、特別職の引き上げということで、次の2号議案に一般職の分が上程されているわけでありますけども、やはり、こうした引き上げによって、地域経済を潤すといこともあるかと思います。特別職の給与に関しまして、町長自ら提案されているわけでありますけども、これに関する所感を承りたいと思います。

- **〇議長(大地達夫君)** 石田義廣君。
- **〇町長(石田義廣君)**今、総務課長が説明申し上げましたとおり、国、県に関します人事院 勧告、人事委員会勧告という中での引き上げでございます。私の思うところ葉ですね、やはり、 社会経済状況を鑑みて、このような勧告を出されたと考えております。そういうことで、国及 び県に準じて引き上げさせていただきたいと思います。
- **〇議長(大地達夫君)** 10 番、石井芳清君。
- **〇10番(石井芳清君)** 10番、石井です。

今回、期末勤勉手当の一部引き上げということでありますけども、私は予てから特別職にあるものについて、所謂報酬ということでありますけども、やはり、きちんと報酬等はですね、その責任において、町長、特別職ですね、教育長、御宿町は今2名いらっしゃるわけですけども、きちんと仕事をするということは不可分だと思うんですね。給与と。それともうひとつは、地域経済を潤すという側面、もうひとつは、この御宿町において、それぞれの事業所などにおいても給与などの引き上げ等そういう行政的な側面、こういうものも2つあろうかと思うんですね。そういうことも鑑みながら、今後どうしていくのか、御宿町としてどうしていくのかが非常に大事だと私は思うわけであります。働いたことによる対価、これを正当に評価するということが私は非常に大事だと思うわけであります。それについては、町長はどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(大地達夫君) 石田町長。
- **〇町長(石田義廣君)** 今、石井議員さんのご指摘のとおりですね、給料を上げるというこ

とは、やはり、活動を活性化させるには大きな根拠となると思いますので、これらの状況の中で、広く、地域経済を活性化していければと考えております。

**〇議長(大地達夫君)** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

#### ◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

**〇総務課長(大竹伸弘君)** 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、概要をご説明いたします。

この一部改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給料の改定による所要の改 正を行うものです。全体で4条の構成となっています。

第1条及び第2条は一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するもので、第1条は、 人事院勧告等に基づく、平成28年4月から適用する扶養手当の額と扶養親族の要件の整理に 加え、一般職員等の給料表の改定、一般職員等の平成28年12月分の勤勉手当率の改定をする ものです。第2条は、平成29年4月から適用となる扶養手当の額及び勤勉手当の率を定めるものです。第3条及び第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、第3条は、平成28年度の特定任期付職員の給料月額及び期末手当の率について改正をするものです。第4条は、平成29年4月から適用となる特定任期付職員の期末手当の率について定めるものです。附則においては、各条の施行日及び、扶養手当に係る経過措置等について定めるものです。

それでは、新旧対照表により、第1条からご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開 きください。本条例第1条は、一般職の職員の給与等に関する条例について、平成 28 年度に 適用となる扶養手当の改正、勤勉手当の支給率の改正及び給料表の改正を行う内容となってお ります。まず、第 10 条第2項ですが、今回の扶養手当の改正においては子と孫の手当額が異 なる取扱いとなることから、子と孫の表現の整理を行うものです。同条第3項においては、扶 養手当月額についての内容でございます。子については、これまでの 6,500 円を 7,000 円に改 正するものです。第 11 条第1項及び第2項の改正では、字句の整理に加え、扶養親族の要件 を満たすこととなった場合や欠くに至った場合の届出に関する字句の整理、同条第3項では、 届出に基づく支給額の改定期日に関する条文を整理するものです。次に、新旧対照表3ページ 第 20 条第 2 項第 1 号の改正ですが、一般職員の平成 28 年 12 月の勤勉手当の支給率の改定と なります。今年度の期末勤勉手当の支給率は、全体で4.2月分となっていますが、人事院勧告 等により、民間との較差 0.1 月分を引上げ 4.3 月分とすることとし、今年度については、12 月分の勤勉手当において率を 0.1 月分引き上げることとし、勤勉手当率 100 分 80 を 100 分の 90 に改定するものです。同項第2号では、再任用職員について、年間で 0.05 月分の引上げと なりますが、同様に 12 月分において 0.05 月分を引き上げ、100 分の 37.5 を 100 分の 42.5 と するものです。附則第7項の改正は、7級職の 55 歳以上の職員、特定職員の勤勉手当の減額 に関して、対応する率の改正を行うものです。新旧対照表4ページ 別表第1の改定につきま しては、給料月額を、1級から7級において、月額で1,500円から400円の引上げとなります。 施行日は、附則第1条第2項により、扶養手当、給料表関係の改正は平成 28 年4月1日から、 同条第3項により12月期の勤勉手当の率の改正は平成28年12月1日の適用となります。 続いて、新旧対照表 10 ページの本条例第2条では、一般職の職員の給与等に関する条例にお いて、第 10 条第3項において、扶養手当の額を改定するもので、配偶者にかかる扶養手当額 について、13,000 円から他の扶養親族と同額の 6,500 円まで引き下げ、子の扶養手当額を 10,000 円まで引き上げることとしております。扶養手当の改定については、平成 29 年度、30

年度で段階的に行うこととしております。この経過については、本条例附則第3条において、 平成 29 年度中の経過措置を定めておりますので、この第2条の扶養手当額が適用となるのは、 平成30年度からとなります。第11条第1項、第2項では、この度の改正により配偶者の有無 にかかわらず、手当額が同額となることから、届出に関する配偶者に関する記載を削るもので す。新旧対照表 12 ページ、第 20 条第 2 項は勤勉手当の支給率について、第 1 号では、平成 29 年度以降は一般職の職員については、引き上げになった 0.1 月分について 0.05 月分ずつ、 6月と12月支給月に分けて引き上げることから、本条例第1条において引き上げた100分の 90 を 0.05 月分引き下げ 100 分の 85 とするものです。第2号では、再任用職員についても同 様の改正を行うものです。附則第7項の改正は、7級職の 55 歳以上の職員、特定職員の勤勉 手当の減額に関して、対応する率の改正を行うものです。施行日は、平成 29 年4月1日とな っております。新旧対照表 13 ページ本条例第3条では、一般職の任期付職員の採用等に関す る条例における特定任期付職員の給料表の改定となります。一般職の任期付職員の採用等に関 する条例第7条に定める給料表において、1号及び2号給、各々1,000円を引上げるものです。 第8条第2項の改正は特定任期付職員の業績手当率の改正となります。0.1 月分の引き上げを 今年度は 12 月期に行うこととすることから 100 分の 157.5 を 100 分の 167.5 とするものです。 施行日は、附則第1条第2項により、給料表関係の改正は平成28年4月1日から、同条第3 項により 12 月期の勤勉手当の率の改正は平成 28 年 12 月 1 日の適用となります。新旧対照表 14 ページ本条例第4条では、本条例第3条にて改正をした一般職の任期付職員の採用等に関 する条例における特定任期付職員の業績手当の率を平成 29 年度は、0.05 月分ずつ、6 月と1 2月支給月に分けて引き上げることから、本条例第3条において引き上げた100分の167.5を 0.05 月分引き下げ、6月期、12月期ともに 100 分の 162.5 とするものです。施行日は、附 則第1条第1項により、平成 29 年4月1日からとなります。それでは、最後に新旧対照表 15、 16 ページ本条例の附則についてご説明いたします。本条例附則第1条では、本条例の施行期 日について定めております。本条例の施行日は公布の日からとするものです。ただし、本条例 第2条、第4条関係については平成 29 年4月1日から施行することとします。また同条第2 項は、扶養手当、給料表の改定については平成 28 年4月1日より適用させることとし、同条 第3項は平成28年度12月1日から適用させることとするものです。本条例附則第2条では、 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の給与等に関する条例の 規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすこと及び、 同じく、特定任期付職員についても給与の内払いとみなすことを定めました。第3条は、扶養

手当に関する平成 29 年度の経過措置に関する読み替え規定となります。第4条は、規則等への委任について定めました。なお、この度の改定による影響額は総額で470万円程度となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(大地達夫君) これより、質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

**〇10番(石井芳清君)** 10番、石井です。

一般職の給与改定ということでありますが、この内容を直接ではないんですけども、今、残業等が非常に大きな問題になっているわけであります。こういうふうに引き上げても、未記載含めてですね、いわゆる 5 時15分以降になるわけでありますけども、この間も、有給休暇の消化率が100%を達成できていないというなかで、きちんと給与体系に基づいて、職員に給与が支払われているか。そうゆう状況の中でも、まだ100%とはいえないと思うんです。それともうひとつは、5 時15分以降、所謂残業の問題であります。これは働く意欲ということで、町長も先ほど特別職の給与のあり方について答弁いただきましたけども、特に職員にあっては、この働き方について、十分な目配り、気配りをしていただきたいと思います。 5 時15分までに仕事は終わると、完結をすると。労働契約上、そういうふうになっているわけでありますから、きちんと終わるように、仕事の段取りも含めてですね、総務課長が職員の全体的な指揮を撮られるんだろうと思いますけども、そういうところは特に注意をしていただきたいと思うんでありますけども、それがやはり、次の活力、政策を含めてですね、サービスを含めてですね、私は大変大きな影響があると考えておりますので、それについて、町長の見解を伺いたいと思います。

- 〇議長(大地達夫君) 石田町長。
- **〇町長(石田義廣君)**職員の仕事に対する対応の仕方ということで、課長会議等でしっかり と、極力 5 時15分までに事務を済ませるようにと、しっかりと仕事をしていただいて、5 時15 分以降は体を休めていただきたいと、今後ともそのように指導をしていきたいと思います。
- **〇議長(大地達夫君)**他に質疑ありませんか。

8番、土井茂夫君。

○8番(圡井茂夫君) 8番、土井です。

今回の給与改定によりまして、遡るものもあるということなので、ラスパイレス指数がいく つになるのかを、まず1点教えていただきたい。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君) ラスパイレス指数ということで、平成 28 年度分として公表された数字が、御宿町につきましては94.4 という数字でございます。
- **〇議長(大地達夫君)**8番、土井茂夫君。
- ○8番 (土井茂夫君) そこで町長にご質問したいんですけども、ラスパイレス指数が 54 市町村の中で最下位だということで、1 月 19 日付の千葉日報で発表されているわけです。これが本当にわが町にとって、この給与体系でよろしいのかどうか。54 市町村でですよね。確かに、いすみ市、勝浦市、大多喜町は 54 市町村の中の最下位の方に多いんですけども、以前はもうちょっと上だったんですけども、今回の平成 28 年 4 月 1 日では、54 位。これが喜ぶべきことなのか、悲しむべきことなのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(大地達夫君) 石田町長。
- **○町長(石田義廣君)**ラスパイレス指数というのはご承知の通り、その年々で変化をいたしますが、このたびの結果といいますか、新聞発表もございましたが、ご指摘の通り 54 番目ということでございました。しっかりと仕事をしていただき、しっかりと給料をお支払いするというのが基本的な考え方でありますので、その辺を十分に認識しつつ、今後も対応していきたいと思います。
- 〇議長(大地達夫君)8番、土井茂夫君。
- ○8番(**立井茂夫君**) この指数そのもので、千葉県で最下位ですよね。士気にも通じるし、若い職員を採用するときに、これを見て、応募する方も多いと思うんです。給与という問題は、生活に関わるし、職業を選択する上で、かなり影響度が高いと思っています。私は、はっぱり、せめて指数は100並にしていくことが優秀な職員を確保する意味でも大きなファクターだと思っています。人事院勧告、こういう形はもっともな話でですね、こういう形で実施することは致し方ないなと思うんですけども、やっぱり、100に近づける努力をして、新しい人材をこの先々確保していく決意が本当に必要だと思うんですけども、町長、もう一度その決意をお聞かせ願いたいんですけども。
- **〇議長(大地達夫君)** 石田町長。
- **〇町長(石田義廣君)** 貴重なご提言、ご指摘ありがとうございます。

100 が平均ということでございます。そういう中で、今後とも担当課長をはじめ、各課長とも今後検討しつつ、確かに給料については、その立場といいますか、受験するお一人おひとりにとっては非常に重要な要素でありますので、ご指摘の内容をしっかりと受け止め、検討して

まいります。

**〇議長(大地達夫君)** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

# ◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第 5 議案第 3 号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

**○建設環境課長(殿岡豊君)** 議案第3号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正の内容でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正と同様、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の具体的内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後のものとなります。第5条扶養手当の要件に係る規定の整理を行うものであり、これまで第2号において「子及び孫」を並列で規定しておりましたが、満22歳までの子及び孫の取り扱いが変更となることから、号を新たに追加し、第2号で「満22歳までの子」、第3号で「満22歳までの孫」とそれぞれ要件規定を区分するものです。また、この改正に伴い、これまでの第3号以下の要件規定について1号ずつ繰り下げ処理を行うとともに、漢字表記であった「迄」をかな表記とする字句の整理を

併せて行っております。

なお、扶養手当の額や勤勉手当の支給、給料表の適用については、御宿町水道事業就業規則により一般職の職員の給与等に関する条例を準用することとなっていることから、本条例における改正はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- ○議長(大地達夫君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

#### ◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第6 議案第4号 平成28年度御宿町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

**〇建設環境課長(殿岡豊君)** 議案第4号 平成28年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第2号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。第2条「収益的支出」でございますが、支出予算の 第1款 水道事業費用、第1項 営業費用に632千円、第2項 営業外費用に1,366千円を追加し、補正後の水道事業費用の総額を325,908千円とするものです。支出予算に係る財源といたしましては、当年度純利益見込額にて収支調整いたします。補正内容の詳細につきましては、 事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営業費用ですが、先ほどご承認いただきました人事院勧告等に伴う給与費の調整であり、2目 配水及び給水費、3目 総係費ともに、1節 給料から4節 法定福利費まで、所要額について調整を行うものです。続いて、2項 営業外費用、2目 消費税及び地方消費税でございますが、1,366 千円の追加です。前年度の実績に基づき消費税中間申告を行うにあたり、不足が見込まれることから、その見込み額について追加をお願いするものです。なお、消費税につきましては、給水収益等に伴う借受け消費税と各種費用に係る仮払い消費税の差額に基づき算出されるものであり、今年度は浄水場中央監視制御装置の更新を行っていることから、最終的には清算還付されるものと見込んでおりますが、前年度実績に基づき中間申告を行うことから、中間払い時において不足が発生するものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算に係る財源手当として当年度純利益予定額を精査し、資金の見込期末残高は8億4,223万812円円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第5号の上程、質疑、討論、採決

**〇議長(大地達夫君)** 日程第7 議案第5号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補

正予算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

**〇保健福祉課長(埋田禎久君)** 議案第5号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計補正予 算(案)第3号についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7万2千円を追加し、補 正後の予算総額を14億162万9千円と定めるものでございます。補正内容といたしまして は、人事院勧告等により国民健康保険担当職員の人件費について、追加補正をお願いするもの でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。 5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、8款繰入金1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で7万2千円の追加ですが、職員給与費等繰入金として、歳出の総務費に充てるため、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明します。6ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の7万2千円の追加は、人事院勧告等に伴う 国民健康保険担当職員の人件費の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

### ◎議案第6号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第8 議案第6号 平成 28 年度御宿町介護保険特別会計補正予 算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。着席の上、説明願います。

**〇保健福祉課長(埋田禎久君)**議案第6号 平成28年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (案)第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ 16 万円を追加し、補正後の予算総額を 10 億 3,048 万9千円と定めるものでございます。補正内容といたしましては、人事院勧告等により介護保険担当職員の人件費について追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。 5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金(介護予防事業)及び3 目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)で3万3千円の追加ですが、それぞれ人事院勧告等により介護予防事業並びに包括的支援事業における職員人件費が増となることから、法定割合分を追加するものです。4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金の6 千円の追加ですが、介護予防事業に係る職員人件費について増となることから、社会保険診療報酬支払基金の法定負担分を追加するものです。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金(介護予防事業)及び2 目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)で1万6千円の追加ですが、国庫支出金と同様、人事院勧告等により職員人件費が増となることから、法定割合分を追加するものです。6 ページに移りまして、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金(介護予防事業)から5 目その他一般会計繰入金で7万9千円の追加は、これまでと同様、介護予防事業・包括的支援事業のほか、介護担当職員の人件費について増額となることから、町法定割合分をそれぞれ追加するものです。8 款諸収入、1 項雑入、1 目第三者納付金2万6千円は、交通事故など第三者の行為によって生じた保険給付について、第三者から賠償を受けたものであり、この一部を補正財源として充て、収支の均衡を図りました。以上、歳入予算として16万円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明します。 7ページをご覧ください。 1 款総務費、1項総務管理費の6万3千円の追加は、人事院勧告等に伴う介護保険担当職員の人件費の増額でございます。 3 款地域支援事業費、1項介護予防事業費の2万3千円の追加は、介護予防事業に係る職員の人事院勧告等による人件費の増でございます。 2項包括的支援事業・任意事業費の7万4千円の追加ですが、包括的支援事業・任意事業に係る職員の人事院勧告等による人件費の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第7号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第9 議案第7号 平成 28 年度御宿町一般会計補正予算第8号 を議題といたします。

田邉企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邉企画財政課長。

**○企画財政課長(田邉義博君)** 議案第7号 平成 28 年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに7,577万6千円を追加 し、補正後の予算総額を42億351万5千円と定めるものでございます。 内容につきましては、人事院勧告等に基づく給与改定などに伴う人件費の調整、及び活力あるふるさとづくり基金寄附金に対する記念品や受付事務に要する経費の追加のほか、不法投棄の処理と防止に要する経費の追加、台風で被災した農業者への支援費の追加などでございます。なお、財源につきましては、県支出金などのほか、平成27年度からの純繰越金を計上し収支の均衡を図っております。第2条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

それでは予算書の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。 8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

15 款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金の6万1千円は、国の第3次補正予算で追加されました被災農業者向け経営体育成支援事業にかかる県補助金です。なお、このうち国庫の間接補助金は3万5千円、残りの2万6千円は県の単独補助金です。17 款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の4,000万円は、これまでの収入状況を踏まえ当該寄附金の収入額が9,000万円程度と見込まれることから追加するものです。19 款繰越金、1項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金の3,141万5千円は、前年度からの純繰越金を追加し収支の均衡を図るものです。21款町債、1項町債、8目教育債、1節 社会教育施設整備事業債の430万円ですが、予算計上時は一般単独事業債として充当率75%を見込んでおりましたが、このうち公共施設のアスベスト除去事業については充当率が95%となっておりますので、その差額を計上するものです。以上、歳入予算に、7,577万6千円を追加しております。

### 9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。まず、1款議会費から9款教育費までの2節給料、3節職員手当、及び4節共済費の追加、及び特別会計への繰出金の追加は、人事院勧告等に基づく給与改定などに伴う人件費の調整でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、13節委託料の165万2千円ですが、町道0109号線脇の町有地に大量のごみが不法投棄されている状況が確認できましたので、それらを回収し環境や景観の維持に努めるものです。4目企画費の各項目は、ふるさと寄附金の増加に伴って生じる記念品等の配送経費などを追加するものです。11節需用費の17万7千円は専用封筒の印刷費、12節役務費32万8千円のうち郵便料の29万8千円はお礼状等の郵送費、振込手数料の3万円は寄附者が郵便振替を利用された場合の振込手数料、13節委託料の2,400万円は記念品等の配送費、14節使用料及賃借料の33万

5 千円は、寄附者がインターネット決済システムを使用した場合の手数料です。10 ページでございます。9 目活力あるふるさとづくり基金積立金、25 節積立金の 4,000 万円は、寄附金を基金に積み立てる経費です。12 ページをお開きください。5 款農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費、19 節 負担金補助及交付金の8万7千円は、国の第3次補正予算で追加されました被災農業者向け経営体育成支援の経費であり、8月22日の台風9号により被災した農業者に対し、農作物の生産に必要な施設の復旧等を支援するものです。13 ページでございます。7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、15 節 工事請負費の535万円のうち道路保護工事245万円は、七本地先の町道0106号線において法面からの土砂が排水施設に流入して排水機能が低下していることから、木柵を設置して土砂の流入を防ぎ、機能回復を図るものです。路肩フェンス設置工事の290万円は、六軒町地先の町道0109号線の一部に高さ3m程度のフェンスを設置し不法投棄の再発防止を図るものです。14 ページでございます。9款教育費、4 項社会教育費、2 目公民館費は、地方債の追加に伴って地方債と一般財源間で430万円の財源更正を行うものです。

以上、歳出予算に7,577万6千円を追加しております。

続きまして、第2条の地方債補正について説明いたします。 5 ページをご覧ください。 歳入でご説明しましたとおり、公民館アスベスト除去事業は 430 万円を追加し変更後の限度額 を 2,030 万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

**〇10番(石井芳清君)**10番、石井です。

9ページでありますが、総務費、財産管理費、不法投棄物回収委託ということで、所謂サンドスキー場の周辺だろうと思うわけでありますけども、ここは大変眺望がいい、景観がいい場所でありますけども、大分前に一度、不法投棄を回収したことがあったかと記憶しています。大変残念なことなんですけども、必要な処置ではないかなと思います。お伺いしたいのは、所謂町境のごみですね。今回の提案の箇所は町道とそれに隣接する町有地ですか。ということで、町事業として提案されているわけなんですけども、県道周辺の不法投棄についてはどのように対応されるのか、関連かもわかりませんけどもお伺いします。

- **〇議長(大地達夫君)** 殿岡建設環境課長。
- **〇建設環境課長(殿岡豊君)** ただ今、石井議員のご質問がありましたとおり、不法投棄につ

いては、道路全体的に、路肩にテレビ1台程度の不法投棄については頻繁に見受けられます。以前から見ますと少しずつ減ってはいるものの、年間数回は発生しています。ご質問にあります、県道、町境、行政境の対応ということでございますが、基本的には、不法投棄に関しては、土地の所有者の責任となることが大原則になりますので、町が管理する道路であった場合に、道路じきへの投棄であれば町が対応いたしますし、また、県道等につきましては、道路じきにおかれていた場合には、土木事務所に協議を行い、県に対応していただいているところです。ただ、第一報といいますか、初期段階の対応といたしましては、町側として、環境面においての不法投棄のステッカーを貼り、一旦注意喚起を促した上で、一定期間をみて、なお改善がされない場合においては、町の道路じきの場合については町のほうで撤去し、県の道路用地については県の方で撤去をしていただくというような形で処理を行っているところです。

- 〇議長(大地達夫君) 10 番、石井芳清君。
- **〇10番(石井芳清君)** 10番、石井です。

了解いたしました。ただ今、不法投棄ということで質問をいたしましたが、所謂ポイ捨てですね、ジュースの缶であるとか、簡単な包装袋なんですけども、私の住む地域から、立山を通って広域農道、これは確か県道であったと思います。ちょうど、坂を上がってから町境を越えた辺りに、最近、今冬ですので葉っぱなどが落ちているので非常に目立つんですね。やっぱり1こ2こ落ちていると、どんどん増えていってしまい、逆にきれいにしていると、それが保たれると。その辺のところを県当局とも調整していただいて、環境を守る、景観を守るという形でやっていただきたいと思います。

- **〇議長(大地達夫君)** 殿岡建設環境課長。
- ○建設環境課長(殿岡豊君)ただ今ご指摘いただきました内容については、県土木事務所と協議をいたしまして、速やかに対応できるよう努めてまいります。なお、国道地先につきまして、最近勝浦と御宿の間の浜地先のトンネルにおいても、議会の方からご助言をいただきまして、側溝に落ち葉がたまって汚れているというご連絡を受けましたので、土木事務所に相談をし、速やかに対応していただいたところです。石井議員さんご指摘の通り、広域農道につながる道路も県の管轄になりますので、土木事務所に協力を要請し、速やかな対応に努めてまいりたいと思います。
- **〇議長(大地達夫君)**他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。

**○議長(大地達夫君)**本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第7号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第8号の上程、質疑、討論、採決

**〇議長(大地達夫君)** 日程第 10 議案第 8 号 御宿町入学準備金給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長(金井亜紀子君)議案第8号 御宿町入学準備金給付条例の一部を改正する条例 の制定についてご説明申し上げます。

本改正の主な内容でございますが、高校卒業者の約8割が大学等へ進学する状況を踏まえ、 大学や短大、専門学校等を給付の対象とする他、給付限度額を5万円引き上げ、15万円とする ものでございます。

それでは条文に沿ってご説明させていただきます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1条の目的につきましては、改正前の条例では目的と合わせ、給付対象となる学校の種類についても列記しておりましたが、改正後の条例ではそれらを後段に規定することとし、目的のみを明確に定めることとするものです。あわせて語句の修正を行うものでございます。第2条の定義につきましては、条文内に用いられる用語について定めたものですが、分かりやすくするため号立ての表記とするもので、内容の改正はございません。第3条の給付の対象につきましては、入学準備金の受給要件を定めたものですが、第1号には改正前の条例第1条に規定されておりました給付対象となる学校等について規定するとともに、新たに「オの専修学校の

専門課程」と「カの大学」を追加するものでございます。改正前条例では、専修学校の高等課程のみを対象としておりましたが、専修学校には、その他に専門課程と一般課程があり、専門課程とは、高校卒業又はそれと同等の学力を有する者が入学する専修学校で、いわゆる専門学校と呼ばれる学校でございます。大学同様、主に高校3年生が進学する教育機関でございますので、今回追加するものでございます。また、第2号及び第3号につきましては、第1号に給付対象となる学校を追加したことによる号ずれの補正と語句の修正を行うものでございます。第4条の給付限度額につきましては、5万円増額し15万円とする他、給付対象となる学校等に専門学校と大学を追加したことで、対象者が中学校卒業程度と高校卒業程度となることから、区分ごとの給付対象と給付限度額を定めるとともに、受給については各区分において1回限りとする旨を定めるものでございます。附則といたしまして、施行日につきましては2月1日から受付を開始いたします今年度末の申請分から本改正条例が適用できるよう公布の日から施行することとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

11番、髙橋金幹君。

**〇11番(髙橋金幹君)** 11番、髙橋です。

今回の改正内容は、1として高等学校入学予定者への給付額を5万円引き上げ、10万円から15万円とし、2として貸付対象であった大学入学予定者等へ、新規に入学準備金15万円を給付しようとする提案であります。趣旨には賛成なんですけども、御宿町入学準備金給付条例は中央高等学院からの寄附金等を原資とした、御宿町教育振興基金を活用し、とあります。教育振興基金は、平成27年度一般会計決算書によりますと、26年度末現在高は1,166万2,180円、決算年度中増減高は△38万7,664円で、27年度末現在高は1,127万4,516円となっております。そこで、ますお伺いいたしますけれども、該当者は何名と予想されるのか、申請の有無に関わらず、高等学校等入学予定者、大学入学予定者等に分けてお伺いしたいと思います。

- **〇議長(大地達夫君)** 金井教育課長。
- ○教育課長(金井亜紀子君)まず、高校入学時に対象となる生徒ですが、御宿町に在住する中学3年生が全員で52名おります。御宿中学校48名、夷隅特別支援学校2名、区域外の中学校に通う方が2名となっています。区分2に該当する高校3年生につきましては、現在御宿町に住所を置いている方は55名でございますが、高校卒業後、浪人されている方も対象となってきますので、その数については見込めませんが、主に受験となる人数はその数値が出ている

ところです。高校3年生が全部で 55 名おりますので、その中で、実際どの程度が進学するのかはわかりませんが、対象者は高校3年生が55名が在籍しております。

- O議長(大地達夫君) 11 番、髙橋金幹君。
- **〇11番(髙橋金幹君)**11番、髙橋です。

今該当者数を伺ったところなんですが、原資となる御宿町教育振興基金、これについては平成 27 年度末残高が 1,127 万 4,516 円でございます。預金利息が望めない中、原資が何年もしないうちに枯渇する恐れもあるのではないかと思います。原資が枯渇した場合、どのように対応するのか伺います。

- **〇議長(大地達夫君)** 金井教育課長。
- ○教育課長(金井亜紀子君)まず、髙橋議員のご指摘の通り、基金残高が約 1,127 万円でございます。今回の改正に伴いまして、1人当たり 15 万円の給付をいたしますと、概ね 75 人分で基金が終わってしまう状況にございます。今年度は3年目の制度運用になりまして、制度開始時点では中央高等学院の寄附を基にした基金ということでスタートしており、基金がなくなった後の、例えばどのような形で基金を追加するのか、一般財源で行うのかという協議が現在できておりません。今までの実績によると、2年間で7名と3名、合計 10 名の申請しかございませんでしたが、拡充を図っていくということでこういった改正を行っておりますので、今後、基金の運用については協議を重ねていきたいと思います。
- **〇議長(大地達夫君)** 他に質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第8号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第9号の上程、質疑、討論、採決

**〇議長(大地達夫君)** 日程第 11 議案第 9 号 平成 28 年度御宿町一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。

田邉企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邉企画財政課長。

**〇企画財政課長(田邉義博君)** それでは、議案第9号平成28年度御宿町一般会計補正予算 (案) 第8号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに125万円を追加し、補正後の予算総額を42億476万5千円と定めるものでございます。

内容につきましては、入学準備金給付事業の拡充に要する経費の追加でございます。なお、 財源につきましては、教育振興基金繰入金を計上しております。

それでは予算書の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。 4ページをご覧ください。

歳入予算でございます。18款繰入金、2項基金繰入金、5目教育振興基金繰入金、1節教育 振興基金繰入金の125万円は、入学準備金給付制度の拡充に要する経費に対し、教育振興基金 からの繰入金を充当するものです。以上、歳入予算に、125万円を追加しております。

次に歳出予算でございます。 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、19節負担金補助及交付金の125万円は、保護者の負担軽減策である高校生等への入学準備金の拡充に要する経費でございます。現在給付額の限度額は10万円ですが、それを15万円にまで引上げ、加えて、対象者の裾野を広げるため大学生等も新たに給付の対象に加えるものです。合わせて必要経費は225万円となり、予算現額100万円を差し引いた125万円を追加するものです。以上、歳出予算に125万円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第9号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

# ◎閉会の宣言

**〇議長(大地達夫君)**以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

**〇町長(石田義廣君)**平成 29 年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、9議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

3期目のスタートにあたりまして、掲げた5つの基本理念に尽力して参る所存でございます。 今後とも、議員の皆さま方のなお一層のご指導・ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また寒さも一段と厳しさをましておりますので、皆様方におかれましては、健康には十分ご 留意され、ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせてい ただきます。

本日はありがとうございました。

**〇議長(大地達夫君)** 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また 議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、平成29年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員